

○浜松医科大学動物実験細則

(平成19年6月27日細則第13号)

改正 平成26年7月25日細則第10号 平成27年9月15日細則第21号
平成28年5月26日細則第25号 平成29年11月8日細則第24号
令和元年12月11日細則第33号 令和6年5月8日細則第27号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程(平成19年規程第5号。以下「規程」という。)第36条に基づき浜松医科大学(以下「本学」という。)で行われる動物実験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(動物実験の実施資格)

第2条 動物実験を行おうとする者(以下「動物実験実施者」という。)は、浜松医科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育訓練を受けなければならない。

2 動物実験実施者は他大学あるいは研究機関等において教育訓練を受けた場合は、受講証明を提示するなど、委員会が認めた場合には教育訓練の一部又は全部を免除される。

3 動物実験実施者(教員、研究者および大学院生)は、所定の研究倫理教育を修了しなければならない。

(動物実験に係る計画書並びに報告書の提出)

第3条 動物実験実施者は動物実験を行う場合、規程第11条に規定する所定の動物実験計画書(以下「計画書」という。)を作成し、学長の承認を得るものとする。

2 計画書に記載する計画期間は、5年を超えることはできない。継続して実験を行う場合は改めて計画書を学長へ提出し、承認を得るものとする。

3 動物実験責任者は、申請が複数年度の動物実験計画書については最終年度を除く毎年度において中間報告書を、また、最終年度には(完了)報告書を所定の書式を用いて作成し、学長へ提出しなければならない。もし、申請した動物実験を中止あるいは期間内に終了したい場合は、理由を付して、それまでに得られた結果を記録した(中止あるいは終了)報告書を学長へ提出しなければならない。

(動物実験の実施場所)

第4条 動物実験並びに動物飼養保管は、動物実験施設(以下「施設」という。)の他、学長が承認した動物実験室並びに飼養保管施設(以下「実験施設」という。)で行わなければならない。

2 動物実験実施者は、実験施設においても動物の健康管理及び衛生管理に注意を払うことはもとより、動物による実施者に対する危害の防止策を講じる。

3 動物実験実施者は、遺伝子組換え動物を扱う場合には、当該施設について本学遺伝子組換え実験安全委員会の査察を受け、取り扱う組換え体の物理的封じ込めレベルに応じ、学長の承認を得なければならない。

(動物実験における3Rの遵守)

第5条 動物実験実施者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 代替法(Replacement)、使用数の削減(Reduction)並びに苦痛の軽減(Refinement)を考慮しなければならない。

(2) 代替法については、より下等な動物あるいは植物または細胞を使うなどを考慮する。

(3) 使用数の削減については、使用する動物数を減ずるのみならず、統計学的手法を利用するなどにより、結果の再現性が最大となるよう考慮する。

- (4) 苦痛の軽減については、麻酔薬等の適切な利用によって行う。なお、麻酔薬の中には麻薬指定の薬剤もあることから、その使用に当っては免許を取得するほか、関連法令を遵守し、安全に取り扱わなければならない。

(死体等の処理)

第6条 動物実験実施者は次に掲げる処理を行なうものとする。

- (1) 動物の死体等の処理については、光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部（以下「部」という。）が定めたビニール袋等に入れ、重量を所定のノートに記入しフリーザーに収容するものとする。
- (2) 飼養及び実験に付随して生じた汚物、塵芥は、利用者が汚物処理室で処理するものとする。なお実験に際して生じた血液等の付着した脱脂綿、ガーゼ、実験機器等はそれぞれ定められた処理をしなければならない。
- (3) 実験で使用した飼育ケージ等は、利用者が洗浄室に運び、処理を行う。

(実験器具等)

第7条 動物実験に使用する実験機器等は、原則として動物実験実施者が準備するものとする。

- 2 動物実験実施者が施設に持ち込むことができる実験機器等は、オートクレーブ滅菌及びアルコール消毒した必要最小限のものとする。
- 3 動物実験実施者は施設に実験機器等を常置する場合には、所定の機器搬入許可願を光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部長（以下「部長」という。）に提出し、部長の許可を受けるものとする。この場合、実験機器等を施設に常置できる期間は、1年以内とし、年度を超えることはできない。ただし、継続して実験し、実験機器等の常置を希望する場合は、改めて機器搬入許可願を提出するものとする。

(異常動物の使用禁止)

第8条 利用者は、感染症の疑いのある動物若しくは他に重大な影響を及ぼす可能性のある動物を実験に使用してはならない。

(緊急時の対応)

第9条 動物実験実施者は異常動物あるいは異常設備等を発見した場合は、別途定める部の連絡網により関係者へ連絡をしなければならない。

(罰則等)

第10条 利用者がこの細則及び部長の指示等を遵守しない場合、又は他に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は委員会の議を経て実験の禁止、その後の実験を停止させることができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

- 2 動物実験報告書を提出しない者については、新たな動物実験計画書は受理しない。ただし、動物実験報告書の提出を確認後は、新たな動物実験計画書を受理するものとする。

(遵守状況の点検)

第11条 遵守すべき事項については別途用意する台帳等に記録し、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号）の第1一般原則の「4その他」、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）の「第6その他」並びに規程第32条「第2項」に基づく自己点検及び「第4項」に基づく外部検証の資料に資することとする。

- (1) 教育訓練記録
- (2) 動物実験報告書
- (3) 実験室及び飼養保管施設の承認のための訪問調査記録

- (4) 実験動物の健康管理記録
- (5) 飼養保管施設の衛生管理記録
- (6) 安全管理を要する実験を行う施設の管理記録
- (7) 実験動物の死体の処分及び焼却記録
- (8) 実験機器等の搬入・搬出記録¹

附 則

この細則は、平成19年6月27日から施行する。

附 則(平成26年7月25日細則第10号)

この細則は、平成26年7月25日から施行する。

附 則(平成27年9月15日細則第21号)

この細則は、平成27年9月15日から施行し、平成27年7月29日から適用する。

附 則(平成28年5月26日細則第25号)

この細則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成29年11月8日細則第24号)

この細則は、平成29年11月8日から施行し、平成29年10月10日から適用する。

附 則(令和元年12月11日細則第33号)

この細則は、令和元年12月11日から施行する。

附 則(令和6年5月8日細則第27号)

この細則は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。